

## いきいき茨城ゆめ国体笠間市食品衛生対策要項

### 1 目的

この要項は、第 74 回国民体育大会笠間市医事・衛生基本計画に基づき、いきいき茨城ゆめ国体（以下「大会」という。）における食品衛生対策に関し、必要な事項を定める。

### 2 実施方法

いきいき茨城ゆめ国体笠間市実行委員会（以下「実行委員会」という。）は、関係機関・団体等の協力を得て、食品衛生対策を実施する。

### 3 実施業務

#### (1) 食品衛生意識の向上

食品関係事業者及び市民並びに大会関係者に対し、食品衛生意識の普及啓発を行い、食品の衛生的な取扱いの向上に努める。

#### (2) 食品取扱施設に対する対策

食品取扱施設に対し、施設の整備促進及び食品の衛生的な取扱いの徹底を図る。

#### (3) 土産食品の衛生対策

土産食品製造施設及び販売施設等に対し、土産食品の衛生確保及び適正表示の徹底を図る。

#### (4) 食品販売店に対する対策

競技会場等の食品販売店に対し、食品衛生の監視、指導を行う。

#### (5) 健康管理（保菌検査）

食品関係事業者に対し、食中毒の発生予防を重点とした従事者の健康管理の徹底及び病原体保有者の発見に向けた保菌検査の実施を励行するよう指導する。

##### ア 対象者

- (ア) 大会参加者等が宿泊する施設の食品関係従事者
- (イ) 大会参加者に昼食（弁当を含む。）を提供する食品関係従事者
- (ウ) 競技会場等において食品を提供する売店の従事者
- (エ) その他実行委員会が必要と認めた者

##### イ 病原体保有者に対する対策

健康管理又は保菌検査の結果、病原体保有者と判断された者については、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等に基づき必要な対策を講じる。

#### (6) 食中毒発生時の対応

大会参加者等に食中毒患者が発生した場合は、食品衛生法等に基づき必要な措置を講じるとともに、関係機関が対応できるよう、必要な連絡体制を整備する。

#### 4 その他

- (1) この要項に定めるものほか、必要な事項は別に定める。
- (2) 競技別リハーサル大会における食品衛生対策についても、必要に応じてこの要項を準用する。